

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 1 項第 11 号に規定する敷き網漁業（棒受網漁業）につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 5 年（2023 年）10 月 13 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
敷き網漁業	棒受網 漁業	別記のとおり	別記のとおり	1 船舶の総トン数：15 トン未満 2 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載された総 トン数及び馬力数)	16 隻	1 天草市牛深町に住所を 有する者 2 熊本県の漁船登録を受 けた漁船の所有者又は 使用者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 5 年（2023 年）10 月 16 日から令和 5 年（2023 年）11 月 10 日まで

3 備考

- (1) この公示に係る許可の有効期間は、令和 5 年（2023 年）12 月 1 日から令和 8 年（2026 年）11 月 30 日 までとする。
- (2) この公示に係る許可又は起業の認可には、別記に掲げる内容の条件を付する。
- (3) この公示に係る共同漁業権は令和 5 年（2023 年）9 月 1 日に免許されたものとする

別記

操業区域	漁業時期	条件
<p>天草海 次のア、イ、ウ、キの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ただし、最大高潮時海岸線から500メートルの海域を除く。 ア 天草郡苓北町四季咲岬灯台 イ アから正西へ2,000メートルのところ ウ キから正西に延長した線とあじ曾根の中心点（北緯32°19'12.2"、東経129°29'52.0"）から正南に延長した線との交点 エ ウから正南に延長した線とオから正西に延長した線との交点 オ カから正南に延長した線と北緯32°00'12.4"線から低緯度に5,000メートルの間隔で引いた平行線との交点 カ 天草市牛深町法ヶ島南東端 キ 天共第8号共同漁業権漁場と天共第9号共同漁業権漁場との海岸線における境界点</p>	<p>6月1日から 9月30日まで</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 共同漁業権漁場内では、漁業権者の同意なくして操業してはならない。 3 張出棒の1本の長さは、20メートルを超えてはならない。 4 日出時から日没時までは、操業してはならない。 5 集魚灯に使用する発電機の総設備容量は、1漁船につき12キロワット以下でなければならない。 6 集魚灯に使用する電球の総設備容量は、1漁船につき10キロワット以下でなければならない。
<p>天草海 次のキ、ウ、エ、オ、カの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ただし、共同漁業権漁場内を除く。 ア 天草郡苓北町四季咲岬灯台 イ アから正西へ2,000メートルのところ ウ キから正西に延長した線とあじ曾根の中心点（北緯32°19'12.2"、東経129°29'52.0"）から正南に延長した線との交点 エ ウから正南に延長した線とオから正西に延長した線との交点 オ カから正南に延長した線と北緯32°00'12.4"線から低緯度に5,000メートルの間隔で引いた平行線との交点 カ 天草市牛深町法ヶ島南東端 キ 天共第8号共同漁業権漁場と天共第9号共同漁業権漁場との海岸線における境界点</p>	<p>6月1日から 11月30日まで</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。 2 張出棒の1本の長さは、20メートルを超えてはならない。 3 日出時から日没時までは、操業してはならない。 4 集魚灯に使用する発電機の総設備容量は、1漁船につき12キロワット以下でなければならない。 5 集魚灯に使用する電球の総設備容量は、1漁船につき10キロワット以下でなければならない。

<p>天草海 次のソ、シ、ス、エ、及びソの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。</p> <p>ウ キから正西に延長した線とあじ曾根の中心点 (32° 19' 12.2" N、129° 29' 52.0" E) から正南に延長した線との交点</p> <p>エ ウから正南に延長した線とオから正西に延長した線との交点</p> <p>オ カから正南に延長した線と、北緯 32° 00' 12.4" 線から低緯度に 5,000 メートルの間隔で引いた平行線との交点</p> <p>カ 天草市牛深町法ヶ島南東端</p> <p>キ 天共第 8 号共同漁業権漁場と天共第 9 号共同漁業権漁場との海岸線における境界点</p> <p>コ 天共第 8 号共同漁業権漁場と天共第 9 号共同漁業権漁場との海岸線における境界線から正西に延長した線と東経 129° 48' 31" 線との交点</p> <p>サ コから正西に延長した線と、天草市河浦町 (以下、「河浦町」という。) 権現山山頂から同町オチウド山 (谷の中央) を見通した線の延長線との交点</p> <p>シ 長崎県西海市平島西端から正南に延長した線と、河浦町権現山山頂から同町オチウド山 (谷の中央) を見通した線の延長線との交点</p> <p>ス シから正南に延長した線と北緯 32° 00' 12.4" 線から低緯度に 5,000 メートルの間隔で引いた平行線との交点</p> <p>ソ ウ、エを結んだ線とサ、シを結んだ線との交点</p>	<p>8 月 1 日から 11 月 30 日まで</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 張出棒の 1 本の長さは、20 メートルを超えてはならない。 2 日出時から日没時までには、操業してはならない。 3 集魚灯に使用する発電機の総設備容量は、1 漁船につき 12 キロワット以下でなければならない。 4 集魚灯に使用する電球の総設備容量は、1 漁船につき 10 キロワット以下でなければならない。
--	-----------------------------------	--

<p>天草海 次のク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、クの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。 ク 天草市牛深町（以下、「牛深町」という。）ガン瀬頂点から正南に 9,260 メートルの点から正東に延長した線と、牛深町法ヶ島南東端から正南に延長した線との交点 ケ クから正西に延長した線と、東経 129° 48′ 31″ 線との交点 コ 天共第 8 号共同漁業権漁場と天共第 9 号共同漁業権漁場との海岸線における境界線から正西に延長した線と、東経 129° 48′ 31″ 線との交点 サ コから正西に延長した線と、天草市河浦町（以下、「河浦町」という。）権現山山頂から同町オチウド山（谷の中央）を見通した線の延長線との交点 シ 長崎県西海市平島西端から正南に延長した線と、河浦町権現山山頂から同町オチウド山（谷の中央）を見通した線の延長線との交点 ス シから正南に延長した線と北緯 32° 00′ 12.4″ 線から低緯度に 5,000 メートルの間隔で引いた平行線との交点 セ クから正南に延長した線と北緯 32° 00′ 12.4″ 線から低緯度に 5,000 メートルの間隔で引いた平行線との交点</p>	<p>12 月 1 日から 12 月 31 日まで</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 張出棒の 1 本の長さは、20 メートルを超えてはならない。 2 日出時から日没時までは、操業してはならない。 3 集魚灯に使用する発電機の総設備容量は、1 漁船につき 12 キロワット以下でなければならない。 4 集魚灯に使用する電球の総設備容量は、1 漁船につき 10 キロワット以下でなければならない。
---	------------------------------------	---